平成２１年（フ）第９９４号
神戸市東灘区向洋町中３丁目１番地　イーストコート９番街１―202号
債務者　近藤　久代
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９９６号
神戸市兵庫区下沢通８丁目２番20―308号、従前の住所大阪市西区本田３丁目５番36号
債務者　井門　久和
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９９７号
神戸市長田区三番町４丁目４番地　市住23―703号、住民票上の住所神戸市中央区古湊通１丁目１番21―301号
債務者　井本　謙一
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１００４号
神戸市兵庫区浜中町１丁目16番18号フレール浜山１―203号
債務者　林　　一昭
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１００５号
神戸市兵庫区浜中町１丁目16番18号フレール浜山１―203号
債務者　林　　信吾
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０１０号
神戸市中央区北本町通６丁目４番14―402号
債務者　森江　敏子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０１２号
神戸市長田区松野通４丁目２番11―910号、外国人登録原票上の居住地神戸市須磨区大池町３丁目１番７―201号
債務者　山佳智惠こと　崔　　智惠
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５７２号
兵庫県尼崎市玄番南之町５番地の29
債務者　森田建装こと　森田　浩光
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５９７号
兵庫県西宮市甲子園浦風町２番31号坂田マンション
債務者　川村　　卓
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６０８号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番18―505号
債務者　奈目良茂子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１２８号
広島市安佐北区亀山６丁目３番33―１号
債務者　池田　秀充
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９３６号
広島市安佐北区口田南２丁目24番17―805号
債務者　室上　篤哉
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０２５号
広島市西区福島町２丁目３番１―1102号
債務者　河井　頼政
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０２６号
広島市西区福島町２丁目３番１―1102号
債務者　河井　　縁
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０６２号
広島市中区基町19番１―1441号
債務者　眞砂　陽子（旧姓西原）
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０７３号
広島県廿日市市阿品台東３番11―501号
債務者　松前　孝明
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０７４号
広島県廿日市市阿品台東３番11―501号
債務者　松前　祥子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
広島地方裁判所民事第４部